

平成 2 9 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 9 年 3 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

| | |
|----------|-------|
| 教育長 | 白井正三郎 |
| 教育長職務代理者 | 上野操 |
| 委員 | 松原秀成 |
| 委員 | 石井正治 |
| 委員 | 古巻勲 |

| | | |
|-----|-------------|------|
| 事務局 | 教育推進課長 | 柴田靖弘 |
| | 学務課長 | 川勝賢治 |
| | 指導室長兼教育研究所長 | 市川茂 |
| | 学校施設担当課長 | 高橋和彦 |
| | 統括指導主事 | 中山兼一 |

| | | |
|----|-----------|------|
| 書記 | 教育委員会事務局 | |
| | 教育推進課庶務係長 | 岡田隆史 |
| | 同 主査 | 飯田常雄 |

| | |
|---------------|---|
| | <p>開 会 時 刻 午後1時</p> |
| 白井教育長 | <p>ただいまから、平成29年第6回教育委員会定例会を開催します。 はじめに、日程第1、署名委員を決定いたします。上野委員と松原委員に お願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>続いて、日程第2、議案の審議にまいります。 はじめに、前回から継続となっております第10号議案、学校職員服務取 扱規程の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたし ます。</p> |
| 柴 田 教育推進課長 | <p>前回の継続ということでございます。お手元に2枚、二つの案をご用意さ せていただきました。 この前回のお話の中でありました附則の部分、適用の日付について二つの 案をお示しさせていただいております。 前回お話ししたように、今回のこの国の制度の改正に向けまして、今回の 訓令につきましては、この規程を改正した上で国の法律の施行でございます 1月1日に適用ということで前回お話をさせていただきました。 と申しますのは、職員のハラスメントに対するもの、ということで、さか のぼって適用することで職員になるべく不利益とならないように、というこ とで作成をしました。 次に2枚目ですが、その日付について、今、「 」となっておりますが、 本日、この教育委員会の中で議決をいただいた後に施行する、ということに なりますと、本日3月29日の議決ですので、恐らく3月29日という日付 で施行する。 以上の2点で、案をお示しさせていただいております。 以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>はい。上野委員。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>私、余りこれこだわって時間使いたくないのね。実質的に変わらないから。 遡及するというのは、わかりやすく書くなら、本法の施行日である平成二 十何年何月何日から適用する、ということ。ここに本法の、というような意 味を書いておかないと、いきなり平成二十何年何月何日から適用する、と書 くと少しわかりにくい。法律と同時に適用するために遡及するわけだから。</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ただ、これは役所の法令文の慣例もあるでしょうから最終的にはこだわらないです。だけど、私の立場では言わざるを得ないからね。</p> |
| 教 育 長 | <p>わかりました。上野委員から法律の専門家としてのご指摘をいただいて大変ありがたいことでございます。</p> <p>今、最後にお話まとめていただきましたとおりに、この1案でよろしいでしょうか。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>どちらでもいいです。</p> |
| 教 育 長 | <p>そうですか。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>すみません。</p> |
| 教 育 長 | <p>どうぞ、石井委員。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>1案というのはどちらでしょう。</p> |
| 教 育 長 | <p>頭のほう。1月1日にさかのぼるといっほうですね。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>法は遡及しないという原則論に問題がないというのは2案ですよ。だけど、効力が遡及しないということになりますから。これは。</p> |
| 教 育 長 | <p>そうです。はい、松原委員。</p> |
| 松 原 委 員 | <p>いや、2案になった場合ちょっと心配な点があって、そういう何か法のすきま、それをどうするのかと、遡及の問題だと思うんですよね。1案なら別に問題はないのかなと。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>ここに適用するような事例がこの間に生じているかどうか、そういうことが往々にして出てくるから、その場合、適用される人にとって不利じゃないならいい。不利になるといけないから。</p> |
| 教 育 長 | <p>そうですね。そういうことですね。</p> |

| | |
|--------|--|
| 上野委員 | これはハラスメントされる側を守っているんですか。 |
| 教育長 | そうですね。守るほうですね。妊娠・出産。 |
| 上野委員 | してはいけない、してはいけないと書いてあるんだから、これは保護よりも加害者側を規制しているんでしょう。 |
| 教育長 | そうですね。 |
| 上野委員 | ある意味ではこれ遡及法は禁止されている刑法と同じとも見えるのかなと思ったんですよ。 |
| 教育長 | なるほど。 |
| 上野委員 | だから、気になったから言ったわけです。 |
| 教育長 | ご指摘ありがとうございます。 古巻委員もよろしいでしょうか。そういう形で。 |
| 古巻委員 | 結構でございます。 |
| 教育長 | それでは、ここは案の1ということにさせていただきます、決定します。 |
| 教育長 | 続いて、第13号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。 |
| 教育推進課長 | 今、資料をお手元にお配りしてございます。 第13号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。 この諸改正につきましては、1月24日、第2回の教育委員会定例会におきまして、区長からの教育に関する事務の議案についての意見聴取というときに、条例の改正案として皆様にご議決をいただいた上で、その規則、その部分の規則にかかわるものの改正になります。ですので、今、第1回定例 |

議会におきまして条例改正案につきましては議決をいただきましたので、それを受けて、今回、規則について改正を行うというものでございます。

お手元にお示しした新旧対照表ですと、法律の何条だの条例何条だということで非常にわかりづらいと思いますので、今、手元にお配りした資料のほうをごらんいただいたほうがわかりやすくできるかなと思いましたが、そちらをごらんいただければと思います。

その条例改正のときと趣旨は一緒でございます。平成28年12月2日に、既に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されましたので、これが公布された上で29年1月1日から施行され、次の条例が改正されたというものでございます。3月24日ですね。委員会の最終日の定例会に議決をいただいています。これに伴って規則等の改正を行いますということです。

条例の中にもございましたけども、今回のこの条例の改正の内容というのは、この概要というところで(1)(2)(3)(4)それから、1と書いてありますが、この介護休暇等を対象となる範囲の拡大。それから、要介護者の範囲の統一。そして、介護を行う職員の時間外勤務の免除。それから介護時間制度の新設ということが大きな内容でございます。

それで職員の育児休業等に関する条例の改正につきましては、同じく対象となるこの範囲の拡大という内容の改正でございます。(1)以下、このように記させていただいておりますけれども、この条例での改正を含めまして、これを受けての規則の内容をあわせたものでございます。

2枚目をごらんいただきますと、(1)(2)(3)(4)までございまして、もう1点が、新設ということで、規則でうたい込む。(5)介護休暇の分割取得ができるようになったというものです。

これまで介護休暇につきましては、現行と改正案ということでもありますけれども、連続する六月の範囲内で必要と認められる期間の取得が可能です。そのほかに再承認としてその介護当初にとった六月以降の1年6カ月間に限り、連続する6カ月間の期間において必要と認める期間の介護休暇を再度承認することがこれまではできました。これが廃止されまして、新たな改正後の法としては、延長という形になります。3回または合算して六月の指定期間を経てもなお要介護状態が継続しており、かつ介護休暇を必要とする場合は六月を限度として指定期間の延長ができますという改正内容でございます。

その裏を見ていただきますとそのイメージを図にしたものがあります。今

| | |
|---------|--|
| | <p>までは2年間の間に最初に連続する六月をとった後に、そのほかに再承認として六月を限度としての介護休暇が再承認されるということでございましたが、これを下の図の新制度のように、期間をこのように1回、2回、3回まで分けてとれるということになりました。ですので、とりやすくなるということだと思います。今の働き方改革云々もありますけれども、介護休暇が取得しやすくなるということでの改正でございます。これが新たに規則の中で組み込まれたものでございます。</p> <p>今回のこの勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正の内容につきましては、以上の内容がそれぞれ新旧対照表には細かく条項が分かれておりますけれども、そういったものが盛り込まれているというものでございます。</p> <p>13号議案については、以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>初めて見られると思うのでね。具体的にはね、委員の皆さん方、あれでございますが、この件に関しましてご質問、ご意見ございましたらお願いいたしますが、かなりあれですね。とられる方に対する配慮ができるようになるということのようでございますね。どんなご質問でも結構なので、もしあったらどうぞ。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>すみません。改めていただいた資料の3枚目、現行と改正後が書かれているところでお伺いしたいんですが、特に延長についてお伺いいたします。</p> <p>延長というのは、これは、介護休暇を必要とする場合はというような記述になってはいますが、実質的には何か特別な書類を提出してそれで認められた上で延長オーケーという、そういう格好になるんでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>あわせて書式等もございますので、申請をいただいてということになります。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>なるほど。その申請書類について何て言いましょうか。敷居の高さと言いましょうか、実質トータルで12カ月は認めるんだけれども、敷居が高くなっているがゆえに6カ月までしか実質的にはとれないよねというようになっているとまずいなと思ひまして、そこら辺はいかがでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>六月までがまず最初の一つとして、期間としてございますが、それに引き</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>続いてやはり必要だと、続けてとりたいという方については、そこで申請をいただき、それを承認するというのが今回のその趣旨でございますので、ハードル云々というよりも一つの事例に対して期間一つ使える。対象が変わってしまえば、また、違う。別の扱いということになります。</p> |
| 石井委員 | <p>わかりました。</p> |
| 教育長 | <p>ほかに何かございましょうか。よろしいですか。いいですか。</p> |
| 上野委員 | <p>今、石井先生はこっちの3ページの、おっしゃってましたね。これ現行と改正後なんですけど、現行と改正後で、何か現行のままだと何か不正な行為がある可能性みたいなものがあるんですか。</p> |
| 教育長 | <p>不正ですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>申請の手續等については変わりませんので、不正云々についてではなく、とりやすくするといいますか、分割でとりやすくなる。</p> |
| 上野委員 | <p>そうすると、改正後のほうが受ける人にとっては便利になったんですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>そのとおりでございます。</p> |
| 教育長 | <p>よろしいでしょうか。</p> |
| 上野委員 | <p>はい。</p> |
| 古巻委員 | <p>ちょっと素朴な疑問でちょっと恐縮ですけども、この3年たったときはリセットされるとかそういう措置があるんでしょうか。それとも。</p> |
| 教育推進課長 | <p>お一人の対象ということに対してのこの介護休暇のとれる範囲ということになりますけれども、それが六月、六月、十二月を過ぎたときには、これは改めてのカウントということになると思います。</p> |
| 古巻委員 | <p>その場合は条件的にはその前回のそれと変わらないということでもいいんでしょうか。</p> |

| | |
|--------|--|
| 教育推進課長 | そのような形で手続を改めてすることになります。 |
| 教 育 長 | <p>よろしいですね。</p> <p>〔「ありません」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>ほかはないようでございますので、第13号議案は原案のとおり決定させていただきますようお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | では、原案のとおり決定いたします。 |
| 教 育 長 | 続いて、第14号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。 |
| 教育推進課長 | <p>こちらにつきましても、今、ご説明をさせていただきました、改めて介護時間制度というものができたことに伴っての幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正となります。</p> <p>内容については、こちらについては、これまでは、これ条文が複雑ですので中身をご説明しますと、これまで介護時間をとった場合は、勤勉手当については、この30日を超える場合、それは1日と換算するというものであります。</p> <p>それを今回の改正によりまして、それ以上のものについても1日に換算する場合の昇給の抑制とかそういう換算の割合で設けまして、それを換算すると。</p> |
| 教 育 長 | 勤勉手当という手当があるでしょう。それについて、この介護休暇をとったりするとそれが引かれるようになります。補足を事務局からどうぞ。 |
| 事 務 局 | 事務局から補足説明させていただきます。いわゆるボーナスに当たるものが、勤勉手当ということで夏と冬に支給される手当がございます。それを支給するに当たりまして、一定の評価期間の中で欠勤の日数が多い場合には減額をされるとなっております。介護時間につきましては、30日まではとっ |

| | |
|--------|--|
| | <p>たとしても欠勤のカウントにはならない。減額の対象にはならない。30日を超える部分につきましてはカウントをしまして、日数に応じて勤勉手当が減額されます。</p> <p>簡単に言いますと、30日までであれば減額されることなく介護時間を取得していただくことができるというような規程になってございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>今までは日単位でしたね。介護時間というのがなかったんですね。部分の介護時間というのがね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>30日を超えた場合という。それまでは減額にならないというものです。</p> |
| 教 育 長 | <p>ということでございますが、この件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら。ご意見というよりご質問ですかね、ございましたらよろしく願いたいいたします。いいですか、ここのところは。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教 育 長 | <p>では、ないようでございますので、原案のとおり決定させていただきます。</p> |
| 教 育 長 | <p>続いて、第15号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>第15号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてでございます。新旧対照表をごらんください。</p> <p>先ほど申し上げました介護時間の新設に伴いまして、出勤簿上こうした表示を出勤簿に行うという、規程の改正でございます。その他細かなものがございしますが、これは条文によるものというものになります。</p> |
| 教 育 長 | <p>この改正に関してのご質問、ご意見ございましたら願いたいいたします。</p> <p>この9-45は、私事欠勤、46、47または48というのは、番号がこ赤になっていますけど、何か改正する理由があったんですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>はい。番号がずれただけです。</p> <p>旧の番号がこの番号だったのが、新のほうで書いてある番号に変わりますというものです。</p> |

| | |
|--------|--|
| 松原委員 | すみません。附則なんですけど、整合性は大丈夫なんですか。 |
| 教育推進課長 | こちらは、出勤簿の表示だけですので、今日、議決をいただければ明日の施行ということでさせていただければと思っております。 |
| 松原委員 | はい。わかりました。 |
| 教育長 | <p>内容についてこれは介護時間を入れたということですよ。後はずれているので後は施行日の問題ですが、明日の施行日によろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> |
| 教育長 | では、その施行日にさせていただいて決定させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。 |
| 教育長 | <p>続いて、第16号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>第16号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>資料ごらんいただきたいと思えますが、新旧対照表となっております。この内容につきましては、先ほど介護ですとか、育児休業の改正を審議いただきましたけども、これが非常勤にも適用になりますので、その部分の改正でございます。</p> <p>それから別表第1でございますが、学芸専門員という項ですね。</p> <p>実は、文化財系の学芸員でございます学芸企画担当係長が、この3月末をもちまして再任用満了となり退職となります。</p> <p>ただ、その後も教育委員会の非常勤として学芸専門員という職名で引き続き勤務をさせたいということでございまして、新たにこの部分の規定をさせていただいております。</p> <p>それから人事委員会で職員一般職の勧告でございました0.15%をそれぞれの非常勤の月額報酬にプラスをしたものでの金額の変更でございます。</p> <p>改正点は以上でございます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>金額のところの改正について、何が理由で改正するのでしたか、改めて説明をお願いします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>人事委員会勧告で正規の一般職の給与が0.15%値上げとなりました。</p> |
| 教 育 長 | <p>それを非常勤もかけたということですね。0.15%なので何百円かずつと金額によって上がるということですね。</p> |
| 教育推進課長 | <p>はい。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>すみません。今回、改正にかかわる事柄ではないんですが、ちょっとお伺いしたいことがありますて、3ページ目の22条の2の一番最後なんですが、介護休暇の期間は対象家族一人につき、新のほうで読んでいますが、赤がずっと来まして、最後、かつ通算93日以内とするというふうになっておりまして、先ほどのでいきますと、あれ6カ月だったんじゃないかななんて思ったんですが、この93日というのはどういうところから来ているんでしょうか。</p> |
| 教 育 長 | <p>対象家族1人につき93日と書いてある、ここですね。第22条の2ですね。22条の2に書いてありますね。その旧の規則でも通算93日以内は変わってないわけですね。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>およそ3カ月ということですよ。</p> |
| 教 育 長 | <p>では事務局から。</p> |
| 事 務 局 | <p>正規職員の場合には6カ月がございしますが、非常勤職員の場合にはもともと短時間勤務の職員でございしますので、全く同じ日数というわけではございません。</p> <p>その短時間、日数の部分でも時間の部分でも短いという部分を勘案しまして、おおむね半分、93日というところで設定されているところでござい</p> |

| | |
|---------|---|
| | す。 |
| 教 育 長 | おおむね半分ね。ということで、規定されているものだということですね。 |
| 石 井 委 員 | わかりました。 |
| 教 育 長 | よろしいでしょうか。ほかにございますか。 なければ私からなのですが、学校のスーパーバイザーなんです、別に時間がどうこうという、これ旧が23.25時間勤務と書いてあるんですけど、なんでこんなに半端な時間でしたか。 |
| 事 務 局 | いわゆる昔でいうと24時間なのですが、今現在、正規職員の勤務時間が一日7時間45分、それを3日分になりますと23時間と15分、置き換えますと23.25時間となり、正規職員3日分の勤務時間にあたります。 |
| 教 育 長 | 今回は24時間に直したわけですね。 |
| 川勝学務課長 | 例えば、教育指導調査員とかそういった勤務が二つの形態がある職がありますが、元校長先生とかが週3日とか週4日とか選ばれる傾向がございましたので、いろんなバリエーションを23.25にしたりとかいうものの過去の経緯ですね。 そういう経過であってこの表が成り立っているということなので、例えば、教育指導調査員のところを見ますと二段書きになっていますが、これは二つの形態を校長先生がどちらか選ばれたりとかいうことで週3日、週4日ということで勤務されているということが経過としてあって、適用が二つあったりとかいうことなので個々の働き方のそれぞれの問題で23.25とか24とかいろいろ出てきているというのが現状と思います。 |
| 教 育 長 | そうですか。そうですね。確かに29.75とかね、いろいろありますね。わかりました。 ほかによろしいでしょうか。 |
| | 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 |
| 教 育 長 | ないようでございますので、原案のとおり決定させていただきます。あり |

| | |
|---------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>がとうございます。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告に参ります。じゃあ、先に教育委員会後援名義の使用承認についてでございますが、今回、古巻委員も新しくなりましたので、ちょっと後援名義申請の取り扱いについて私から説明させていただきます。</p> <p>後援名義は、昭和51年に教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱というのをつくっております。初めて後援する事業は、教育委員会で議決いただくということで議案の中に入ってまいります、要綱に沿って。2回目以降は教育長がまず決裁を行います。決裁に対しては事後的な決裁を行いまして、ここの後援名義の2回目以降のものはここで報告という形をとらせていただいているということでございます。</p> <p>ほかの委員の皆さん方はご存じだと思いますが、古巻委員は初めてだと思いますので、ちょっと説明させていただきました。よろしく願いいたします。</p> <p>ということで、今回は、2回目以降のものでございますのでここで報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、内容について事務局から説明をお願いします。</p> |
| <p>教育推進課長</p> | <p>1点目でございますが、国際交流イングリッシュキャンプ。申請者は資料記載のとおりでございます。事業の内容でございますが、東日本大震災や熊本地震を経験した子どもたちが留学生と国際交流を行うもので、105名を定員とし、うち5名から10名は避難生活を送る小学生を無料で招待をするというものです。今回で4回目の教育委員会での後援となります。実施日時は、平成29年5月27日土曜日から11月26日日曜日まで。実施会場は、千葉県立君津亀山少年自然の家。対象は小学生になります。経費の徴収でございますが、1泊2日で2万4,800円。避難生活児童は無料となっております。</p> <p>続きまして、2件目は、MOA美術館江戸川区児童作品展。申請者はMOA美術館江戸川区児童作品展実行委員会委員長でございます。教育委員会で22回目の後援名義の申請。同じく江戸川区でも後援の申請をされております。</p> <p>事業目的概要でございますが、子どもたちの創作活動を奨励することで子どもの健全な成長を願い、社会教育及び情操教育の一端を担うことを目的と</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>し、児童の絵画、書写の展示、表彰を行う。例年、区や医師会も後援をしているということです。</p> <p>実施日時でございますが、平成29年12月2日、土曜日から12月3日日曜日まで。タワーホール船堀展示ホールにおいて、区内小学生を対象とするものであります。教育委員会賞として賞状の提供をしてございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでございますでしょうか。</p> |
| <p>松 原 委 員</p> | <p>イングリッシュキャンプのほうなんですけども、例年、何名ぐらい江戸川区の生徒、区民たちが参加したか、もしわかりましたら教えてください。</p> |
| <p>教育推進課長</p> | <p>これは、平成25年に最初に申請がスタートしておりまして、実施をされたのが26年3月。その後は2回、26年6月、そして3回目が27年4月からのものでございまして、実は、昨年度はあちらの担当が代わられまして、後任の担当は、どこにも後援名義をとることをしなかったということがあり、申請が一度途切れております。今年になりまして以前は江戸川区さんを初め多くの後援名義をいただいていたということがわかって改めて、また、もう一度引き続きお願いしたいというお話があり、今回の申請となっております。昨年28年の全体では1,052名の参加がありました。10回ですね。1回105名の定員。江戸川区在住の児童の参加者は58名であったということでありまして。その中に被災者の参加者というのは向こうでは確認ができていないということで、江戸川区から被災しているお子さんの参加というのは確認がとれなかったと、いうことでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>松 原 委 員</p> | <p>ありがとうございます。なんで、今、質問したかといいますと、1泊2日で2万4,800円という金額ですので、比較的高いな、と思ったので、江戸川区からの参加状況が気になったわけです。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>はい。わかりました。よろしいですか。</p> |

| | |
|--------|--|
| 上野委員 | この今言ったイングリッシュのほうですけど、この事業目的見るとね、要するに、避難生活児童を無償で招待するというのが一番の主なる目的ですね。江戸川区から何名か参加したけど、その中には無償で招待すべき人がいるかないかははっきりわからなかったというのは、ちょっと趣旨からいうといかがかと思いますが。 |
| 教育長 | 予算のところに105人の内訳が有償参加者が95で、被災児童の無償招待参加者が10名なので、各回10名ずつは無償でこれは招待していると思うのですがいかがですか。 |
| 松原委員 | これには江戸川区の人間はいなかったということですか。 |
| 教育推進課長 | <p>私どもも聞いたんですけれども、そこが、確認がとれないということでございます。</p> <p>江戸川区から参加して児童は58名です。その中に有償か無償かの確認は主催者からとれなかったということでございます。</p> |
| 教育長 | <p>ただ、105人の中に5人から10人、その人は無償でこういう被災から避難している人たちを参加させているということですね。</p> <p>だから、ここに「被災地から被災地外に避難した被災生活児童様」と書いてあるけど、児童を無償招待しているということはやっているわけですね。</p> |
| 教育推進課長 | そうですね。そのとおりでございます。 |
| 上野委員 | <p>松原先生がおっしゃるように、普通、子どもの一人の料金としては、これ高いと思うんですけど、要するに、こういう有料の人の中からね、少し拠出してね、招待者のほうに充てていますよ、というならそれなりにわかるような気がするんですけども、ただ、こういう後援を、江戸川区のほうに後援が来ているようなそういう事業だとするとね、江戸川区内にはそういう人がいますかというような、あるいはどういうふうにしたらそういう人が募集できるのかね、そういうところがわからないと余り後援の意味がないんじゃないかな。</p> <p>有料の人の中に幾らかその人に回っているんだということですね。肝心のなぐさめてあげようという人を探すことをちょっともう少ししっかりしないと意味ないんじゃないかなという気がするんですね。</p> |

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | <p>そうですね。これあれですよ。有料が95人で2万4,800円で235万6,000円とって、105人分を賄っているということ。まず、予算的には上野委員のおっしゃるとおりだと思うんです。</p> <p>それから。後援名義をとっているのは、これは江戸川区だけじゃなくてかなりいっぱい載っていたと思います。その点について課長から、説明をお願いします。</p> |
| 教育推進課長 | <p>一昨年の後援名義は、足立区教育委員会、千代田区教育委員会、江東区教育委員会、そして、江戸川区教育委員会、それから杉並区教育委員会、葛飾区教育委員会、世田谷区教育委員会、中野区教育委員会、台東区教育委員会、さいたま市、秩父市、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、千葉県、埼玉県、そのほか千葉県もごさいます。そういった区市町村、県も含めての後援名義をとって実施されております。</p> <p>今回につきましても、江戸川区ももちろんなんですが、一昨年お願いしていたところには再び後援名義の申請をさせていただくということで予定しているという話を聞いております。</p> |
| 教 育 長 | <p>ですね。今、上野委員がご意見いただきましたけども、かなり多くのところから、これは後援名義を出されて全体に広くやられているようなんですが、確かに、江戸川区で何人出ているのかというのがわからないという点は課題だと思います。そこはもっと聞いておいたほうがいいかとは思いますが。主催者もきちんと調べ直せばわかるのではないのでしょうか。</p> |
| 上 野 委 員 | <p>できるだけPRしないと意味がないですよ。余りそう思いたくないけど、乱用される場合あり得る。</p> |
| 教 育 長 | <p>ほかにございますか。</p> |
| 石 井 委 員 | <p>二つあるんですが、まず一つ目は、予算書の中で支出の部に人件費がいろいろ計上されておるんですが、看護師・留学生・日本人というところにボランティアとついているにもかかわらず金額が計上されているというのは、これはどう考えたらよろしいのでしょうか。人件費として計上されていること。</p> |
| 教育推進課長 | <p>当初この申請があったときにも同じ議論があったというふうに記憶しておりますが、今ボランティアと申しましても有償ボランティアをとるところ</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>が非常に増えているかと思います。恐らくこの団体についても復興支援センターというところが実施をしている中で、看護師等は自前の方々はいらっしゃらないだろうというふうに思います。そういう方々にボランティアとしてお願いする上でのある種の謝礼、高いのか安いのかということはまた別とは思いますが、そういうものであると認識してございます。</p> |
| 石井委員 | <p>わかりました。続けてなんですが、予算書もさることながら決算も見てみたいというところがあるかと思います。なので、1回分の決算とそれから年6回ですか。6回全部やっての決算と二通りあるかと思いますので、どちらかできれば両方を見せていただきたいと思います。</p> |
| 教育推進課長 | <p>決算につきましては、今回の実施の上で求めるということによろしいでしょうか。</p> |
| 石井委員 | <p>もちろんです。</p> |
| 教育推進課長 | <p>そうさせていただきますと思います。</p> |
| 石井委員 | <p>もう一つなんですが、2ページ目につきまして、復興支援の内容ということで、と挙げてくださってはいるんですが、は今回その教育委員会にこの行事を何ですか、認めてくれということに当たっては関係のない事柄のような気がするんですが、こういうことをやっていますというのはもちろんいいんですが、どんなものでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>この事業、国際交流イングリッシュキャンプの今年度の事業計画ということでのこの団体としては、全体でこういうようなことをやっていますのでということでの記載だと理解してございます。</p> |
| 石井委員 | <p>わかりました。こういうことをやっていただくのはすごくいいことなので、これを否定しているわけじゃ全くありません。</p> |
| 古巻委員 | <p>実施の上の報告といたしますか、結果報告はこちらには参るんですか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>後援の名義を使用した事業につきましては、実施報告書を提出することになっております。</p> |

| | |
|---------|--|
| 古 卷 委 員 | <p>というのは、その決算とかそういう部分は、それは書面でもいただけたと思いますけども、例えばその内容ですね。もっと言うと、例えば事故があったとか事件があったとか、こちらではあずかり知らないという、わからないというようなことが、そういうようなことというのは今までは事例としてあったんでしょうか。</p> |
| 教育推進課長 | <p>各自治体、そして教育委員会の後援名義が使用されている事業については、何か事件が起きたとかそういったことであれば、何らかの報告もしくはその参加の方々からもそういう声が出るだろうというふうには認識しておりますけれども、これまでにはそういったものは聞いておりません。</p> |
| 教 育 長 | <p>古巻委員が言っているように、何かがあれば江戸川区の教育委員会が後援しているんでしょう、という声が上がると思います。私が就任してからは聞いたことはないです。</p> <p>今、ずっとイングリッシュキャンプのほうでございましたが、MOA美術館についてもご質問はよろしいでしょうか。</p> <p>よろしければ以上で、この報告、了承ということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>続いて、中学校副校長の任命に関する東京都教育委員会の内示についてのご報告をお願いしますが、この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方、挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> |
| 教 育 長 | <p>挙手全員でございます。これより会議は秘密会とさせていただきます。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p> |
| 教 育 長 | <p>以上をもちまして、平成29年第6回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでございました。</p> <p>閉会時刻 午後2時35分</p> |